

13. 給与計算に必要な知識

1. 給与

源泉徴収の対象となる給与

正社員、パート、アルバイトを問わず支給総額の内、税法上の非課税となる下記の手当を除いて、さらに社会保険、労働保険の控除額を差引いて源泉税の計算をする。

非課税手当：通勤手当、宿日直手当の内一定金額以内

源泉税の納付：従業員10名未満の場合で、届出書の提出がある場合には年2回の納付となる。

7/10 (1~6月分) 1/20 (7~12月分)
10名以上の場合毎月給与翌月10日納付

2. 社会保険について年金と健康保険を社会保険と呼ぶが、健康保険は医師国保に加入する。

年金は、個人事業者で5人未満の従業員の場合、国民年金に加入できるので従業員個々に国民年金に加入する。

5名以上の場合、又は法人の場合、厚生年金に加入することになる。

医師国保は事業主分も含めて毎月納付。国民年金は毎月従業員が納付する。

3. 労働保険については雇用保険と労災保険がある。いずれも労働基準局が窓口

労働保険の計算の基礎となる給与は1.に関わらず支給総額による。

労働保険は年3回 納付	5/20	8/31	11/30
	4/1~7/31	8/1~11/30	12/1~3/31

- 週労働時間 44時間 10人未満の医療業
40時間 10人以上の医療業
- 年次有給休暇 継続勤務半年で 10労働日
次年度以降プラス 1労働日
最高 20労働日

入社時の配布資料

- 誓約書
- 履歴書
- 労働関係通知書

年末調整：毎年1~12月分の給与を集計して年間の所得税負担額を計算する。

必要書類：個人負担した生命保険料・地震保険料控除証明書、社会保険料控除証明書、会社から事業主が控除した部分を加えて計算する。

2/16~3/15確定申告：医療費控除、住宅借入金等特別控除は確定申告で行う。

4. 扶養の範囲

所得税については給与103万円未満は非課税となり配偶者・扶養者にもなります。社会保険については給与130万円未満は配偶者・扶養者となり、家族として保険に入り自ら保険に入る必要はありません。